

令和5年度 医療安全に関するワークショップ・セミナー 実施要領

1 目的

医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 主催者

厚生労働省中国四国厚生局

3 概要

ワークショップおよびオンデマンドセミナーを開催する。

(1) ワークショップ

開催日時 令和5年10月29日(日) 9:45~15:30

開催場所 広島国際会議場 ヒマワリ(広島市中区中島町1-5)

講師 松村 由美(京都大学医学部附属病院 医療安全管理部 教授)

コーディネーター 伊藤 英樹(広島大学病院 医療安全管理部 教授・部長)

ファシリテーター 右近 清子(広島大学病院 医療安全管理部 医療安全管理者)

プログラム 9:45~10:00 オリエンテーション

10:00~10:40 講演

講演1 医療安全文化について(患者家族の声:動画視聴含む)

講演2 医療事故調査制度について:よくあるご質問への回答(動画視聴)

10:40~12:00 グループワーク

「アナフィラキシー事例(仮想事例)」

- ・医療安全管理者、病院長の対応フローについて
- ・医療事故として届けるかどうかの判断について
- ・ご遺族への説明について
- ・調査委員会を開催する準備について
- ・調査報告書の作成について

(昼休憩)

13:00~14:00 グループワーク(続き)

14:00~15:00 グループによる発表(質疑応答含む)

15:00~15:30 講演

医療安全支援センターに寄せられる相談事例・教訓的事例について

*プログラム内容に関しては、今後変更されることがあります。

- 対 象 ① 中国地方の医療機関において医療安全管理体制の中心的役割を行う者
- ・医療機関管理者
 - ・医療安全管理者（医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任を問わない）
 - ・上記以外で、医療機関内で医療安全管理業務に従事する者や医療安全に関心のある者等
- ② 県、保健所設置市区において、医療安全に関わっている行政職員等
ただし①の者を優先する。

募 集 定 員 50名

登 録 方 法 県を通じて申し込む

(2) オンデマンドセミナー

配 信 期 間 令和5年11月1日～30日

- 講 演 内 容 ① 医療訴訟で問題となる説明内容と書面について（45分×2）
大元 和貴（大元・秋山法律事務所（広島弁護士会） 弁護士）
- ② 医療安全の新しいアプローチ：Safety-IIの概要と実践（45分）
木下 徳康（大阪大学医学部附属病院 薬剤部 調剤室 室長）
- ③ 医療安全活動の現状 ―これまでとこれから―（45分）
新村 美佐香（医療法人五星会菊名記念病院 医療安全管理室 室長）
- ④ 医療安全に関する患者・家族の声（仮） 本省動画（35分）
北田 淳子（一般社団法人とまり木 ヘルパーステーションとまり木）

- 対 象 ① 中国地方の医療機関において、医療安全管理体制の中心的役割を行う者
- ・医療機関管理者
 - ・医療安全管理者（医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任を問わない）
 - ・その他、医療安全に関心のある者
- ② 中国地方の各県、保健所設置市区において、医療安全に関わっている者
- ③ その他、医療安全に関心のある者

募 集 定 員 設定しない

登 録 方 法 申し込み不要（当局 YouTube チャンネルにて配信）

4 受講証明書等

(1) ワークショップ

受講証明書を発行する。

(2) オンデマンドセミナー

受講証明書は発行しない。

5 事後アンケート

(1) ワークショップ

申込時に配布したアンケートをワークショッププログラム終了後に回収する。

(2) オンデマンドセミナー

ホームページ上に、視聴終了後に提出の協力依頼とともにアンケートを掲載する。

6 注意事項

(1) 経費等

医療安全ワークショップ・セミナー開催に要する経費は主催者の負担とし、受講にかかる交通費および通信費等については受講者の負担とする。

(2) ワークショップ・セミナーの撮影等について

録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード及び資料等の無断転用や受講用URLの無断転載は禁止する。万が一これらの行為が発覚した場合、著作権及び肖像権侵害で対処することがある。

7 問い合わせ先

〒730-0017

広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階

中国四国厚生局健康福祉部 医事課

TEL: 082-223-8204